

○印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例

昭和47年9月14日
条例第6号

改正 平成11年12月1日 条例第2号 令和2年2月17日 条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続き及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手続)

第2条 管理者は職員を懲戒処分しようとするときは、当該職員に対し少なくとも1回本件に対する弁明の機会を与えなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した不利益説明書を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給の期間は1日以上6月以下とし、給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和2年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）第2条第3項に規定する報酬を除く。））の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は1日以上6月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年9月14日から適用する。

附 則（平成11年12月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月17日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。